

八王子市口腔ケアから始まる健康づくり事業実施要綱

平成 20 年 4 月 1 日 施行

平成 29 年 4 月 1 日 改正

平成 30 年 4 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、八王子市口腔ケアから始まる健康づくり事業（以下「口腔ケア事業」という。）を円滑に実施するため、事業の利用について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 口腔ケア事業は、高齢者の健康づくりの基本として、口腔ケアの重要性を広く市民及び介護事業者等に周知するため、歯科医師又は歯科衛生士による口腔ケアに関する講座を開催することを目的とする。

(対象)

第 3 条 講座の申し込みができる者は、次の各号に該当するグループ等とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 概ね 10 名以上の市内在住の高齢者の受講が見込めるグループ・団体
- (2) 概ね 10 名以上の受講が見込める市内に事務所又は事業所を有する介護事業者

(申込方法)

第 4 条 講座の開催を希望するグループ等の代表者は、原則として利用希望日の 1 か月前までに口腔ケアから始まる健康づくり講座利用申込書（第 1 号様式）を市長に提出するものとする。

(申込の制限)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合は申し込みをすることができない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し物等が行われるおそれがあるとき。
- (3) 本事業の目的に反しているとき。

(取消し)

第 6 条 市長は、受け付け後に申し込みグループ等が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を取り消すものとする。

- (1) 申し込みグループ等から取消しの申し出を受けたとき。
- (2) 申し込みを受け付けた後に、前条のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(実施日時)

第 7 条 実施日時は申し込みグループ等との調整の上、決定する。

(会場)

第8条 会場は市内に限るものとし、会場の確保と使用料の負担及び講座開催の準備等は、申し込みグループ等が行う。

(費用)

第9条 口腔ケア事業の利用料は無料とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

口腔ケアから始まる健康づくり講座利用申込書

年 月 日

八王子市長 殿

団体名・グループ名

代表者 氏 名

（ 連 絡 先 ）

氏 名

電話番号

F A X

E - mail

講座の利用について、次のとおり申し込みます。

希望日時	第1希望	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	第2希望	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	第3希望	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
開催会場	会場名 電話番号 住所(公共施設は記入不要)	
参加者予定数	人 ※10人以上でお申し込みください。	
利用者区分	高 齢 者 ・ 介 護 事 業 者	
団体区分	町会・自治会 シニアクラブ サロン 介護事業者 その他 ()	
回答希望日	_____年 _____月 _____日 まで ※日時の決定などについて回答させていただく期日となっています。申し込み日から <u>3週間程度</u> お時間をいただきます。	
備 考 [打ち合わせ 事項等]		

◆ご利用にあたっての留意事項◆

- (1) 申込書は、**利用希望日の1か月前まで**にご提出ください。
- (2) 開催日は月曜日から土曜日(祝・休日、12月29日～翌年1月3日を除く)となります。開催時間は1回あたりおおむね1時間から1時間30分です。
- (3) 講師等の調整のため、第3希望までご記入ください。
- (4) 開催日時は調整のうえ、変更となる場合があります。

【提出先】

〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1
 八王子市福祉部高齢者いきいき課 元気応援担当
 電話:042-620-7243 FAX:042-623-6120